

船舶事故調査報告書

平成24年10月25日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成24年4月16日 04時47分ごろ
発生場所	長崎県対馬市小茂田港北西方沖 小茂田港沖防波堤北灯台から真方位320° 1.2海里（M）付近 （概位 北緯34° 14.8′ 東経129° 10.4′）
事故調査の経過	平成24年5月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 幸福丸、4.7トン NS3-88307（漁船登録番号）、個人所有 11.05m（Lr）×2.50m×0.79m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、昭和61年9月10日 B 漁船 第五慶漁丸、4.5トン NS3-87906（漁船登録番号）、個人所有 12.05m（Lr）×2.80m×0.79m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、平成元年12月18日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 60歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年9月30日 免許証交付日 平成19年12月17日 （平成25年11月24日まで有効） B 船長B 男性 61歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年9月19日 免許証交付日 平成20年7月28日 （平成25年9月29日まで有効）
死傷者等	A 軽傷 1人（船長A） B なし
損傷	A 左舷船尾部に破口及び亀裂 B 左舷船首部に亀裂及び擦過傷、船尾船底に亀裂、プロペラ翼を曲損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、平成24年4月16日04時3

	<p>0分ごろ、小茂田港北西方沖において船首を南方に向けて機関を中立状態とし、マスト灯、両舷灯及び作業灯1個を点灯して漂泊していたが、周囲に他船を認めなかったため、接近する他船はいないものと思い、その後、船首側の甲板上で下を向いて餌作りを行った。</p> <p>船長Aは、餌作りを行いながら漂泊中、B船の機関音に気付いて左舷方を振り向き、至近に迫ったB船を認めたが、何もできず、04時47分ごろ、小茂田港沖防波堤北灯台から真方位320° 1.2M付近において、A船の左舷船尾部とB船の左舷船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、04時40分ごろ、マスト灯、両舷灯及び船尾灯を点灯して小茂田港を出港し、漁場に向かった。</p> <p>船長Bは、小茂田港沖防波堤を過ぎた頃、船首が浮上して死角を生じていたので船首を左右に振って船首方を見たが、他船の灯火を認めず、また、3Mレンジとしたレーダー画面に他船の映像を認めなかったため、前方に他船はいないものと思い、その後、船首を左右に振ったり、レーダーのレンジを切り替えたりした見張りを行わず、約13～14ノットの対地速力で自動操舵により小茂田港北西方沖を北西進中、B船とA船とが衝突した。</p> <p>A船は、船尾から浸水して転覆したのち、僚船にえい航されて対馬市水崎漁港に入港した。また、船長Bは、海上保安庁に連絡したのち、A船が転覆する前にB船に移乗した船長Aを乗せて小茂田港に入港し、船長Aは、船長Bの知人の車で病院に搬送され、腰部及び左足の打撲傷と診断された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：波 なし、潮汐 高潮時</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、汽笛を装備していた。 船長Aは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、小茂田港北西方沖において漂泊中、船長Aが、周囲に他船を認めなかったため、接近する他船はいないものと思い込み、その後、船首側の甲板上で餌作りを行い、見張りを行っていなかったことから、左舷方から接近したB船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、小茂田港北西方沖を北西進中、船長Bが、船首浮上により生じた死角を補うために船首を左右に振って船首方を見たが、灯火を認めず、また、レーダー画面に他船の映像を認めなかったため、前方に他船はいないものと思い込み、その後、船首方の死角を補うため、船首を左右に振るなどの措置を採っていなかったことから、A船に気付かず航行し、A船と衝突したものと考えられる。</p>

	<p>船長Bは、レーダー画面の船首輝線とA船の映像とが重なり、A船の映像を認めなかった可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、小茂田港北西方沖において、A船が漂泊中、B船が北西進中、船長Aが見張りを行わず、また、船長Bが船首方の死角を補う措置を採っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漂泊中であっても周囲の見張りを行い、接近する船舶があれば、汽笛を吹鳴するなどして注意を喚起すること。 ・ 航行中は、常時、周囲の見張りを行い、船首浮上により船首方に死角を生じる場合には、船首を左右に振ったりして死角内の他船を見落とさないようにすること。